

## 社会福祉法人向島保育園

### 評議員及び役員の報酬等に関する規程

#### (目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人向島保育園の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義等)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めることをよる。

- (1) 評議員とは、定款第六条の定めに基づき選任された評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第一六条の定めに基づき選任された理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費の実費をいう。

#### (報酬等の支払い)

第三条 当法人は、評議員及び役員に対して、評議員会又は理事会への出席の対価として、出席の都度一人一律5千円の現金を報酬として支給するものとする。但

し、評議員に支払う報酬の総額は、一年度につき20万円を超えてはならない。

2 当法人は、評議員又は役員から、評議員会又は理事会への出席のために必要な費用の請求があった場合には、これを支払わなければならない。

(公表)

第四条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として、公表する。

(改廃)

第五条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第六条 この規程の実施に関し必要な細則は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年 10月 3日より実施する。